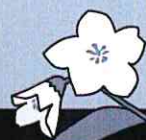


商工ひがしうら

ふれあい



臨時号



東浦町商工会

〒470-2103

東浦町石浜岐路28の2(勤労福祉会館内)

TEL 0562-83-6123

FAX 0562-84-0425

<http://www.higashiura.or.jp>

新型コロナウイルス感染症にかかる一連の施策について取りまとめましたのでお知らせいたします。(令和2年3月16日正午現在)

主な資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(事業性のあるフリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。

【対象要件】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方等



日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

【適用対象】

上記の特別貸付により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る) | : 要件なし |
| ②小規模事業者(法人事業者) | : 売上高▲15%減少 |
| ③中小企業者(上記①②を除く事業者) | : 売上高▲20%減少 |

上記内容は作成時点において検討されている段階のものであり、公表され次第改めてお知らせします。

マル経融資の金利引き下げ(新型コロナウイルス対策マル経)

商工会の経営指導を受けている小規模事業者を対象としたマル経融資について、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げる。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【対象要件】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

(次頁に続く)

雇用調整助成金の特例措置について

雇用調整補助金とは・・・

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を特例の対象とします。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ⑦ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ⑧ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について
 - i) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
 - ii) 過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差引しません)。
- ⑨ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ⑩ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑪ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります。)
- ⑫ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

※①及び②は新たに追加された措置

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。
- ・小学校の休校により、大半の労働者が長期的に休暇を取得したことにより、生産体制の維持等が困難になり営業を中止した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険適用事業の事業主であること等の支給要件があります。詳細については下記の助成金窓口にお尋ねください。

自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域(現時点では北海道のみ)の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を上げます。

【お問い合わせ先】

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目14番25号 ヤマイチビル11階
あいち雇用助成室 第三係 電話 052-219-5518 FAX052-219-5540



厚生労働省
雇用調整助成金

時間外労働等改善助成金の特例的なコースについて

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースが新たに設けられました。

なお「職場意識改善特例コース」について既に締め切られているものの令和2年4月以降に申請開始する「働き方改革推進支援助成金」として助成が行なわれる予定です。

1. 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

【対象事業主】

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主

【助成対象の取組】

テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理者や労働者研修等

【支給額】 補助率:1/2(1企業当たりの上限額:100万円)

【お問い合わせ先】 テレワーク相談センター (TEL:0120-91-6479)



厚生労働省
テレワークコース

2. 職場意識改善特例コース(4月より名称変更し受付予定)

【対象事業主】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備し、支給対象となる取り組みを実施する中小企業事業主

【助成対象の取組】

労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、就業規則等の作成・変更等

【お問い合わせ先】

支給額など詳細については、

愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課まで(TEL:052-857-0313)



厚生労働省
職場意識改善特例コース

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されます。

【対象者】

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。※ 年次有給休暇の場合と同様

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。※ 大企業、中小企業ともに同様。

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇



厚生労働省
休暇取得支援のための助成金

本助成金の申請受付は作成時点において開始されていません。

詳しくは申請書類等詳細が決まり次第、厚生労働省HPや労働局を通じてお知らせします。

セーフティネット保証4号・5号(信用保証)(愛知県信用保証協会)

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

【セーフティネット保証4号】幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

→ 3月2日に全都道府県を対象に指定

【セーフティネット保証5号】特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

→ 3月6日に緊急的に40業種を追加指定したのに続き、3月13日にも

316業種を追加指定(指定業種は経済産業省・中企庁HPに掲載)



中小企業庁
セーフティネット保証5号

経済環境適応資金(新型コロナウイルス感染症 対策緊急つなぎ資金)(愛知県)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近1カ月の売上高等前年同月などに比し減少している愛知県の中小企業者を対象とする制度。

融資期間は3年で利率は1.2%、契約時の信用保証料は愛知県が全額補助。

セーフティネット貸付の要件緩和(日本政策金融公庫)

セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象。

衛生環境激変対策特別貸付(日本政策金融公庫)

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業といった生活衛生関係営業者の方を対象とした融資制度。

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫・熱田支店 国民生活事業 TEL:052-681-2271

中小企業事業 TEL:052-682-7881

愛知県信用保証協会・保証第三課 TEL:052-454-0541

生産性革命推進事業(ものづくり補助金他)における特例措置

生産性革命推進事業では、ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金の3つの補助金が用意されており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてサプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資・販路開拓や、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入などに取り組む事業者に対し、採択審査において加点措置等が講じられます。

1. ものづくり・商業・サービス補助金(中小企業団体中央会)

令和2年3月26日(木)17時より受付開始

2. 小規模事業者持続化補助金(全国商工会連合会)

令和2年3月13日(金)より受付開始

3. IT導入補助金(サービスデザイン推進協議会)

1次公募(臨時対応)が3月13日(金)より開始(A類型のみ)

※各補助金とも1次締切後も申請受付を継続し、年度内に複数回締切日を設け、随時、採択発表を行います。



中小企業基盤整備機構
中小企業生産性革命推進事業